

津ノ井
統獣禁止区域

鳥取市桂木地内の県道若菜台東町線と市道○生山線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道縱谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎7号線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、岡川左岸を北に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市（以下この欄において「旧鳥取市」という。）と平成16年11月1日市町村合併前の國府町との境界に至り、同境界を南東に進み、同境界線上の木製標柱（No. 1）に至り、同標柱から鳥取市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界線上の木製標柱（No. 2）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、旧鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市赤宜谷と同市越路の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、同市久米233-2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道久米7号線に至り、同市道を北方に進み、同市道久米203-2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海藏寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若菜台東町線に至り、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

平成13年11月
1日から
平成23年10月
31日まで

533ha

